

## 「民生委員児童委員協議会講師派遣講座」の開催における感染防止対策

講座を開催する際には、「密閉」「密集」「密接」をさけていただき、次の項目のとおりできる限りの感染防止対策を徹底してください。

- 開催案内を行う場合は、注意事項を通知等に記載し、事前周知を行うこと
- 感染防止対策の徹底を促す貼り紙の掲示や、チラシ配布により徹底を促すこと
- 発熱等の症状のある方の参加制限
  - ・会場入り口での注意喚起（張り紙、熱や咳の症状がある方はご遠慮いただくなど）
- 咳エチケット、マスク（フェイスシールド）の着用を参加者、講師、スタッフ等へ周知すること
- 受付及び会場での間隔（出来るだけ2m 最低1m）確保
  - ・アクリルパネル等の設置
  - ・状況に応じて入場者等の人数制限
  - ・隣の人と一つ飛ばしに座る
  - ・登壇者との距離を対面で2m以上あける
- 参加者同士の距離を十分に確保し、過度な大きさ、頻度の声出しを控える
  - ・大きな声（声援など）を出させない、対面での会話をしないような環境づくりをすること
  - ・講座等の前後や休憩時間などにおける交流を極力控えること
- 手指消毒の設置
  - ・アルコール消毒液を会場に設置する、ない場合は手洗いの徹底を行う
- 屋内においては施設の喚起に留意
  - ・窓やドアのある環境では、2方向の窓を同時に開けるなどにより、換気を励行する（30分に1回5分程度）
  - ・窓が1つしかない場合は、入口のドアを開ける
  - ・換気設備、扇風機、換気扇を併用
- 飲食は控える（水分補給は可）
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加者等の連絡先を適正に管理すること
- 検温、参加者名簿の提出等について、施設管理者からの指示で実施した場合は、消費経済課に報告すること
- 感染者発生の際は、参加者及び施設管理者、市消費経済課に速やかに連絡すること